

令和6年第1回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和6年1月29日)

召集年月日 令和6年1月29日（月）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和6年1月29日 午後3時30分

閉会 令和6年1月29日 午後3時50分

出席委員（13名）

| | | |
|----------|---------------|----------|
| 1番 細川正博 | 2番 松尾豊（会長） | 3番 渡邊典子 |
| 4番 岩崎誠一 | 5番 桑田一広 | 6番 森和哉 |
| 8番 松尾光繁 | 9番 松井厚雄（職務代理） | 10番 早川直助 |
| 11番 塩野鐘吉 | 12番 小原悟 | 13番 古池洋子 |
| 14番 國久博一 | | |

欠席委員（1名）

7番 谷口新市

出席事務局

| | | |
|--------|---------|---------|
| 局長 小西守 | 次長 門野幸文 | 書記 藤原昭洋 |
| | | 林亜久里 |
| | | 中塚淳子 |

提出議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について

議案第3号 令和6年農作業標準賃金及び標準料金の決定について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和6年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に7番谷口委員より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和6年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長 それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 3番 渡邊委員さんと 6番 森委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願い

いします。

局長 はい、議長。

議案第1号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇が建築条件付き分譲住宅地を整備するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第1号資料説明)

資料4ページのとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇が所有する申請地と隣接する土地と併せて建築条件付き分譲住宅地に整備するための転用申請です。

この建築条件付き分譲住宅地についてですが、本来ですと建売分譲住宅が原則となっておりますが、近年、住宅のデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化していることもありまして、その対応策として、売主または売主が指定する建築会社と土地購入者が一定期間内（おおむね3ヵ月以内）に住宅建築の工事請負契約を結ぶことを条件に土地の売買契約を締結するというものです。

この申請地の農地区分につきましては、〇〇〇〇〇から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって転用可能な農地となっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

細川委員 はい、議長。

こちらは22日に古池委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は〇〇〇〇〇から300m以内であり、第3種農地となるため、転用可能と判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題といたします。

この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。それでは、議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
議案第2号は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて使用貸借権を設定するものであります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第2号資料説明)
今回の設定は、資料7ページのとおり、個人間の使用貸借権設定が2件となっております。令和6年2月1日から令和15年12月31日までの10年間の再設定でございます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

細川委員 はい、議長。
こちらにも22日に古池委員と現地を確認いたしました。

いずれの農地も使用貸借権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程3 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することといたします。

[日程 4]

議長 日程4 議案第3号 令和6年農作業標準賃金及び標準料金の決定について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第3号は、毎年おおい町農業委員会が設定しております農作業標準料金の今年分を設定するものでございます。この設定金額はあくまでも目安でございますので、それを踏まえてご審議いただきますようお願いいたします。
詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第3号朗読)
議案第3号は、令和6年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるもので、毎年、福井県農業会議の公表する指針と近隣の市町の動向を参考に定めております。
資料11ページには昨年のおおい町の標準料金を、12

ページには、近隣市町と福井県農業会議の定めている標準料金を参考資料として添付しております。

資料12ページのとおり、従来から、本町の標準料金は、県農業会議の示す標準料金を上回る設定がされておりますが、これは、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であることに起因しております。

次に資料10ページに戻っていただきまして、こちらが本町の令和6年農作業標準料金の案となっております。

本町を含め嶺南の各市町の農作業標準料金はほとんどが同程度で設定されていることなどを勘案いたしまして、本町における令和6年の農作業標準賃金及び標準料金については、前年と同額といたしました。

議長 　　ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

小原委員 　　他市町の状況は。

中塚書記 　　令和5年分は資料12ページのとおりです。令和6年分は〇〇〇のみ決まっております。

小原委員 　　機械や燃料も値上がりしているが、昨年と同じでよいのか。

松井委員 　　福井県農業会議の標準料金も値上げしているが、本当に昨年のまま据え置きでよいのか。

國久委員 　　あくまでも目安としてということなので、個人的に料金を設定してもよいのか。

局長 　　國久委員のご発言のとおり、あくまでも町の標準料金ということですので、各農地の所有者様との契約で設定していただければよろしいかと思えます。

小原委員 　　営農のしおりにこの標準料金が掲載されているため、担い手はこの料金で設定している。

國久委員 　　営農のしおりにあくまでも目安であるということが記載されているか。

局長 営農のしおりにはあくまでも目安であるということに記載させていただいております。

早川委員 令和4年の標準料金はどうだったか。

局長 令和4年の標準料金は同額となっております。

早川委員 令和4年と令和5年では状況が厳しくなっていると思う。もし値上げするならば、このタイミングではどうか。

國久委員 あくまでも目安とであると記載されていても、受け手としては標準料金以上の請求ができないのが現状である。値上げするなら今がそのタイミングである。

議長 皆さんそれぞれご意見がありますが、作業区分ごとに見直しをしてはどうか。

細川委員 良いと思います。

松井委員 福井県農業会議の上り幅を参考にしてはどうか。

局長 福井県農業会議の令和5年から令和6年の値上げの割合をおおい町に当てはめると、耕起・代かきが19,800円から20,335円、田植が9,000円から9,105円、収穫が18,500円から18,850円、乾燥が1,300円から1,314円、もみ摺りが700円から722円、色彩選別が300円から311円、畦塗りが4,000円から4,100円となります。

参考に申しますと、耕起・代かき・田植・収穫の基幹3作業の合計額を近隣市町で比較しますと、おおい町が47,300円、敦賀市が47,000円、美浜町が46,000円、若狭町が45,400円、高浜町が46,000円、福井県農業会議が40,000円となっております。おおい町はトップの状況となっております。

森委員 近隣市町と比較して料金が低い作業区分を値上げしてはどうか。

議 長 それでは、収穫を近隣市町と合わせて20,000円に、乾燥を1,500円に、もみ摺りを800円に変更するということによろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成多数でございますので、議案第3号 令和6年農作業標準賃金及び標準料金については、収穫作業を20,000円に、乾燥作業を1,500円に、もみ摺作業を800円に変更し、その他については標準料金の案のとおり決定いたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和6年第1回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。